今般、香川労働局の関係事業主を代表する者奈良忠夫の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年８月17日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、香川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成21年９月７日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　香川労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、大分労働局の関係事業主を代表する者峯山久人の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年８月17日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、大分労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成21年９月７日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　大分労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

統　　計

機械受注統計調査報告（平成21年６月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成17年４月調査より、日本標準産業分類の改訂（平成14年10月施行）に準拠して、需要者の産業分類等を変更した。なお、公表については、季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による（巻末の対照表を参照）。この間、新産業分類による計数は統計表のなかで参考表章する。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成20年７～９月	10～12月	21年１～３月	４～６月	21年３月	４月	５月	６月
受注総額	72,175	57,696	48,391	45,350	17,010	14,858	15,076	15,416
	（－9.1）（－20.1）（－16.1）（－6.3）（13.2）（－12.7）（1.5）（2.3）							
	〔－5.6〕〔－28.0〕〔－39.7〕〔－42.6〕〔－30.5〕〔－42.5〕〔－44.6〕〔－40.9〕							
民需	32,797	27,966	26,030	25,684	8,683	8,110	9,544	8,030
	（－7.5）（－14.7）（－6.9）（－1.3）（0.9）（－6.6）（17.7）（－15.9）							
	〔－5.1〕〔－22.2〕〔－28.9〕〔－28.0〕〔－27.6〕〔－29.9〕〔－19.2〕〔－33.2〕							
〃（船舶・電力を除く）	28,744	24,398	21,984	20,898	7,279	6,888	6,682	7,328
	（－8.9）（－15.1）（－9.9）（－4.9）（－1.3）（－5.4）（－3.0）（9.7）							
	〔－6.9〕〔－23.7〕〔－29.4〕〔－33.4〕〔－22.2〕〔－32.8〕〔－38.3〕〔－29.7〕							
製造業	12,812	9,941	6,851	7,590	2,567	2,326	2,453	2,811
	（－10.9）（－22.4）（－31.1）（10.8）（21.8）（－9.4）（5.4）（14.6）							
	〔－8.5〕〔－33.1〕〔－51.0〕〔－47.0〕〔－43.1〕〔－49.4〕〔－49.5〕〔－43.0〕							
非製造業（船舶・電力を除く）	15,973	14,381	15,088	13,266	4,965	4,527	4,216	4,523
	（－8.6）（－10.0）（4.9）（－12.1）（－3.1）（－8.8）（－6.9）（7.3）							
	〔－5.7〕〔－15.8〕〔－12.8〕〔－23.7〕〔－6.8〕〔－19.3〕〔－29.0〕〔－22.8〕							
官公需	6,719	6,640	6,706	7,558	2,196	2,681	2,383	2,494
	（－5.4）（－1.2）（1.0）（12.7）（1.9）（22.1）（－11.1）（4.6）							
	〔－2.5〕〔－8.4〕〔－2.0〕〔7.0〕〔－0.8〕〔6.9〕〔7.2〕〔7.0〕							
外需	30,213	20,755	12,015	11,271	4,610	3,619	3,138	4,514
	（－9.4）（－31.3）（－42.1）（－6.2）（46.4）（－21.5）（－13.3）（43.8）							
	〔－6.1〕〔－38.5〕〔－63.7〕〔－65.7〕〔－48.7〕〔－66.1〕〔－73.7〕〔－57.8〕							
代理店	2,995	2,526	2,114	1,778	663	643	519	615
	（－7.8）（－15.7）（－16.3）（－15.9）（－3.4）（－3.0）（－19.3）（18.4）							
	〔－10.7〕〔－19.3〕〔－35.7〕〔－44.9〕〔－38.0〕〔－40.0〕〔－55.3〕〔－38.3〕							

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。